

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要   | 金融庁の考え方  |
|-----|---|--|
| 1   | <p>業者や委託者の利便性を踏まえると、いわゆる総合取引所において上場される商品について、原油が記載されている以上、商品取引所で上場されている商品全てを金融庁長官が指定する商品として指定してもらいたい。</p> <p>規制監督の一元化が総合取引所の根幹である以上、ガソリン、灯油、ドバイ原油を商品取引所に残す理由がない。</p> <p>仮に残したとしても残された商品の存続問題が再び議論にのぼった場合、再びパブコメを行うのは時間と税金の無駄である以上、上場できる商品として手当をするべきである。</p>   | <p>今般の告示は、両取引所をはじめ関係者の意見を踏まえ、今後、創設される総合取引所において市場デリバティブ取引の対象商品として十分な取引量が見込まれるものを金融商品として指定したものです。</p> <p>今後も、必要に応じて商品の指定を検討して参ります。</p>                                   |
| 2   | <p>上場の施行時期については、既存の商品先物取引業者や委託者に問題が生じないように配慮をお願いしたい。そのためにも、いわゆる総合取引所において取引される市場デリバティブ取引のルール及び業者の移行方法等を早期に明らかにされたい。</p>  | <p>取引のルール等を含めた詳細については、関係者との協議を踏まえながら取引所において決められるものですが、できるだけ早期に総合取引所での取引が開始できるよう、金融庁としても取引所を適切にサポートして参ります。</p>  |
| 3   | <p>本件は、金融商品取引法第2条第21項に規定される「市場デリバティブ取引」の対象商品として「商品」を定めるものという理解でよいか。</p> <p>金融商品取引法第2条第24項に規定される「金融商品」は、同条第22項に規定される「店頭デリバティブ取引」においても参照されているため、同条第24項第3号の2に規定される「商品」として本件で指定された商品については金融商品取引法と商品先物取引法が重複して適用される懸念があり、相対で行われる店頭デリバティブ取引については商品先物取引法の規定のみが適用されることを確認させていただきたい。</p> <p>例えば、「原油」取引について、一つの提案行為に対して金融商品取引法及び商品先物取引法が重複して適用された場合、実務に多大な影響が生じる可能性がある。両法はプロ・アマ区分の内容についても大きく異なるため、適用関係が明白とならなかった場合、顧客である事業法人に対しても影響が生じる懸念がある。</p> | <p>本件は、金融商品取引法第2条第24項第3号の2の「商品」を「金融商品」として定める件です。ご指摘の「店頭デリバティブ取引」の要件を規定する同条第22項の金融商品からは同条第24項第3号の2に規定する「商品」は除かれており、店頭デリバティブ取引に金融商品取引法と商品先物取引法の規定が重複して適用されることはありません。</p> |